

保育料階層区分認定変更申請書

年 月 日

(あて先)宝 塚 市 長

申請者 住所 宝塚市

氏名

どちらかに○印

1. 令和〔 〕年度保育料（～3月分）
2. 令和〔 〕年度保育料（～8月分） } において、階層区分認定変更を申請します。

入所児童 1 (H・R . . 生) 入所施設名：_____
2 (H・R . . 生) 入所施設名：_____
3 (H・R . . 生) 入所施設名：_____

現在の階層区分 D () 保育料 ()

申請理由

添付書類

添付書類に をつけてください。
(表示のない書類については、その他に書類名をお書きください。)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 給与明細書 | <input type="checkbox"/> 給与支払見込証明書 |
| <input type="checkbox"/> 所得見込届出書（自営業者等） | <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 |
| <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 | <input type="checkbox"/> 育児休業給付金支給決定通知書 |
| <input type="checkbox"/> 解雇通知等失業を証明する書類 | <input type="checkbox"/> 出産手当金 |
| <input type="checkbox"/> 廃業届 | <input type="checkbox"/> 保育料の算定基準期間の課税証明書 |
| <input type="checkbox"/> 被災を証明する官公署の証明書 | <input type="checkbox"/> その他〔 〕 |

- 1 風水害、火災等による認定変更申請の場合、その損害額(実損額－保険金等による補填額)が、算定年の収入の10分の3以上の方が対象となります。
- 2 収入の激減による認定変更申請の場合、今年の収入見込額(雇用保険受給額、休業補償金、疾病手当金、育児休業給付金、退職金等を含む)が、算定年の収入の10分の6未満と推定される方が対象となります。ただし、1月～3月に申請を行う場合は前年の収入と比較します。
- 3 階層区分の認定変更は、申請のあった月の翌月(但し、保育料決定通知書を発行した月の翌月末までに申請があった場合は当該保育料決定月)から、8月か3月のどちらか先に来る月までの保育料に限り行います。
- 4 申請時の収入見込額より、実際の収入額が上回った場合、階層区分の認定変更を再計算し、下がりすぎた保育料を遡って納付いただきますのでご了承ください。

次のとおり決定します。

適用：() 月分保育料から

所得割額	均等割額	認定階層	保育料
(変更前)	()	()	()

保育事業課		
課長	係長	係

給与支払見込証明書 (会社員等)

住所 宝塚市

氏名

就職（復職）年月日	令和 年 月 日
1月支給分	円
2月支給分	円
3月支給分	円
4月支給分	円
5月支給分	円
6月支給分	円
7月支給分	円
8月支給分	円
9月支給分	円
10月支給分	円
11月支給分	円
12月支給分	円
賞与等	円
本年1～12月までの 収入見込額	円

上記の者は、本事業所に勤務しており、本年1年間の収入見込額は、上記のとおりであることを証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

電 話 ()

※証明者の押印は不要(任意)としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)
※証明内容に偽りがあり、申請(認定)要件に欠けていると認められる場合は、減免申請を取り消します。

所得見込届出書 (自営業者等)

	売上	経費	所得 (売上 - 経費)
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
合計	円	円	円

本年の所得見込みを上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

住所 宝塚市

氏名